株式移転に係る事後開示書類

（会社法第 811 条第１項第２号及び第 815 条第３項第３号
並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示書類）

MIRAINI ホールディングス株式会社

佐鳥電機株式会社

萩原電気ホールディングス株式会社

2026年４月１日

株式移転に係る事後開示事項

東京都港区芝一丁目14番10号
MIRAINIホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員　木村　守孝
代表取締役副社長執行役員　佐鳥　浩之

東京都港区芝一丁目14番10号
佐鳥電機株式会社
代表取締役社長執行役員　佐鳥　浩之

愛知県名古屋市東区東桜二丁目２番１号
萩原電気ホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員　木村　守孝

佐鳥電機株式会社(以下「佐鳥電機」といいます。)と萩原電気ホールディングス株式会社(以下「萩原電気」といい、佐鳥電機及び萩原電気を総称して「両社」といいます。)は、2026年４月１日付で、2025年12月11日開催の両社の臨時株主総会において承認された2025年10月14日付株式移転計画に基づき、両社の完全親会社であるMIRAINIホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立する共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。本株式移転に関する開示事項は、以下のとおりです。

１．本株式移転が効力を生じた日
2026年４月１日

２．株式移転完全子会社における会社法第805条の２の規定による手続の経過
両社のいずれにおいても、会社法第805条の２の規定により本株式移転の差止請求を行った株主はありませんでした。

３．株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
（１）佐鳥電機
①　会社法第806条(株式買取請求)の規定による手続の経過
佐鳥電機は、会社法第806条第３項及び第４項の規定に基づき、2025年12月12日付で電子公告を行いましたが、所定の期日までに、同条第１項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

② 会社法第 808 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

③ 会社法第 810 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

（２）萩原電気

① 会社法第 806 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
萩原電気は、会社法第 806 条第３項及び第４項の規定に基づき、2025 年 12 月 13 日付で電子公告を行いましたが、所定の期日までに、同条第１項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

② 会社法 808 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

③ 会社法第 810 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

４．本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転によって共同持株会社に移転した佐鳥電機の普通株式の数は、14,946,826 株、萩原電気の普通株式の数は、10,118,000 株です。

５．その他本株式移転に関する重要な事項

（１）共同持株会社が本株式移転に際して発行する株式は、普通株式 35,481,762 株です。共同持株会社は、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に対し、その保有する佐鳥電機の普通株式１株につき共同持株会社の普通株式 1.02 株の割合をもって割当交付し、その保有する萩原電気の普通株式１株につき共同持株会社の普通株式２株の割合をもって割当交付いたしました。

（２）本株式移転の結果、共同持株会社はその設立時において、①資本金が 100 億円、②資本準備金が 25 億円、③利益準備金が０円となりました。

（３）佐鳥電機及び萩原電気は、株券を発行しておりませんので、会社法第 219 条第１項第８号の規定による公告及び各別の通知を行っておりません。

（４）共同持株会社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場により、2026 年４月１日付で株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場及び株式会社名古屋

証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミア市場に上場しました。なお、2026年3月30日付で、佐鳥電機の普通株式は東京証券取引所プライム市場において、萩原電気の普通株式は東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において、それぞれ上場廃止となりました。

以　上